

選舉肅正運動

政治の淨化をめざして選舉運動が開始せられ今や國內山村水郭到る處に普及したが更らに國民の心底に奥深く徹底し其功果を擧げねばならぬ尙且官民の協力運動として有意義であり又功果的であらしめねばならぬ、今、岡田總理大臣、後藤内務大臣の演説及該運動の主旨、運動の概況並選舉肅正中央聯盟趣意書を掲ぐる事とする。

一、岡田首相講演

私は本日此の機會に於きまして選舉肅正に感し所感の一端を申述べまして全國民諸君に對し其の愛國の熱誠に訴へんとするものであります。

畏くも明治天皇が維新の宏謨を御定めに相成りまして、我が國は我が國本來の姿に立ち歸つたのであります、更に彌々我が國體の本義を發揚し、益々臣民翼賛の道を廣め

以て國家永遠の隆昌を確保するの至深至高の叡慮の下に萬世不磨の大典であります所の帝國憲法を御欽定あらせられたのであります、大御心の有難きこと私共臣民の齊しく恐懼感激に堪へない所であります。

帝國憲法が欽定せられました以來既に四十有餘年を経ました。此の憲法に定められたる所により、正しく政治の行はれる爲めには選舉の嚴肅公正と言ふ事が其の根本的の要件である事は申す迄もない所であります。而して選舉の制度は時代の進運に伴つて漸次整備改善せられ今日の制度になつたのであります、實際について見まするに今日の所決して之れて適正に運用せられて居るとは申し難い状態であるばかりでなく、近來却つて情弊甚しきを加へ府縣會市町村會のためにする選舉にもその惡習が浸潤して參りまして殆んど其の弊に堪へない有様であります。其の結果、醇

正公明なる民意の暢達は妨げられ、帝國憲法の期待したる所に甚しく背反し、諸般の政弊が續出するに至りました事は邦家の爲め洵に深慮に堪へない次第であります。我が憲法は國民に衆議院議員を選擧し又之に選舉せらるるの權利を與へ、之に依つて廣く國民の各自をして大政を翼賛し奉るの責務を竭さしめん事を期してゐるのであります。即ち國民は選舉に依つて直接國家に對して報效の誠を竭す事が出来るのであります。今日の選舉界の實際を顧みまして選舉が此の本來の崇高なる本質を發揮して遺憾なしと何人が申すことが出来ませうか。是までも選舉の肅正淨化の必要なる事は種々の機會に於て叫ばれ、又屢次各種の選舉の度に色々の方法に依つて其の肅正が企てられたのであります。それにも拘らず兎角其の實績を擧げ得なかつたのであります。此の原因を考へて見まするに一面には直接選舉に關係するものが十分其の責任を盡さなかつた事もありませうが、一面には實に一般國民が選舉の本質に關する眞の自覺を缺いて居つた事に基くと考へるのであります。私は此

の如き事態を決して深き大御心に對へ奉る所以でないと思ふるのであります。私共はどうしてもあらゆる努力を盡して選舉界を肅正し帝國議會地方議會を通じ選舉をして其の本質を發揮せしむる様に引戻さなければならぬと信ずるのであります。殊に今日の時局に鑑みまして私は國運進展のため此の事が特に緊要なる事を痛感致すのであります。

選舉の肅正と云ふことは決して複雑な事ではありませぬ。それには選舉に關係するものが、己の利害に拘はる事なく、能く法令を遵守致しすると共に、一般國民が能く選舉の崇高なる本質を自覺し因襲情實に囚はれず、或は私心私利を挿む事なく、質實冷靜なる經國の深慮と純眞熱烈なる愛國の至情とに立つて各自がその信ずる所に従つて投票をすれば良いのであります。斯くの如く單純なる事にして尙且つ其の實行の困難なる所以は誠に人情の陥り易き弱點であります。既に嚴肅公正なる選舉が皇謨を翼賛し奉り國家を彌々進展せしむるに付て缺くべからざる要件であると致しますれば私共國民は一致協力一切の手段を盡して

其の實行に努むべきでありまして此の努力の前には何等の躊躇逡巡あるを許さないのであります。

私は茲に赤誠を披瀝して國民諸君の愛國の熱情に訴へんとするものであります。

我が國民は古來屢々の國難に際し能く愛國の熱情に依つて之を切抜けて參つたのであります。今日我が國の政治に對して多大の暗影を投じつゝある選舉界の宿弊は、正に我が國民が純真熱烈なる愛國の至情に依つて之を打開しなければならぬ所であると信ずるのであります。今年の秋に各地に府縣會議員の選舉があり、亦明春には衆議院議員の總選舉も行はれんとしておりまして我が國の政治の上に清新なる改革を齎らすには絶好の機會であると信じます。

希くば官民一致、心を戮せて崇高なる愛國の熱情を基として、法令を遵守するの精神を高調し、選舉の本質に關する自覺を進め、明朗暢達の心境を以て既往の情弊を打棄し、各自がその有する熱と力とに依つて不退轉の決意を以て直往し、此の度こそは一舉にして選舉肅正の實を擧げむ事を

切に期待して已まぬ次第であります。

二、政治道義の恢復 後藤内相講演

我が國に憲政並に自治の制が布かれて茲に五十年に近い歲月を経ました今日、其の運用の基礎たる選舉に關して、之に伴ふ弊害を嘆き、選舉界肅正の聲を擧げねばならぬことは、眞に痛恨且遺憾なことであります。

近年、選舉界の弊害は、年を重ねるに従ひ却而甚しきを加へ、投票買収の弊風は、依然として改まることなく其の他違反の行爲亦其の跡を絶たず百弊、之より生ずるの有様でありまして、人をして憲政並に自治の前途に深憂を懷かしむるに至つて居るのであります。

我が國民は萬古不易の國體の下に、確乎不拔の國民精神を堅持し道義の觀念に於ては世界何れの國民にも譲らざる自信を持つて居ります。其の忠君愛國の熱誠は常に世界の人をして驚嘆せしむるの事蹟となつて顯はれて居るのであります。然るに獨り政治道義の上に於て、その精華を發揮

し得ぬとは、何としても深く自らこれを恥ぢ、且つ反省せなければならぬのであります。

選挙界肅正のために、曾つて幾度か制度が改善せられ、最近また選挙法の改正が行はれたのであります、が結局、その効果を完ふするには國民の精神に依頼し、その正義心の力強き發露に待つ外はないのであります。

憲政の下、國民はその投ずる一票によつて、大政を翼賛し奉り、國礎を鞏固にし、國運の隆昌を圖る、重大な責務を荷ふのであります。選挙肅正の要、夙に痛感せられながら、今日まで曾つて國民自ら深き憤りを發して、肅しく起つて明朗公正なる選挙を實施すべく十分なる努力を致したてでありませうか。

今や國家躍進の機運に際會し百般の事振肅更張を要するの時に臨み更始一新の覺悟を以て、國民全部が此の政治道義恢復の途に只管邁進せられんことを切に冀望するのであります。

三、選挙の肅正に就て

現下我國に於ける内外の時局は頗る多事多端であつて、各方面共國民の覺醒奮起に俟つこと極めて大なるものがあるが、此の秋に際し、克く此の時局に善處し進んで國運の進展を圖るが爲には、憲政自治の健全なる發達に據る所が甚だ多く、而して憲政自治の基礎は自由公正なる選挙の實施に依つて初て確保せらるゝものなることは亦疑を容れざる所である。

我國に憲政自治の制度が施かれてより既に五十年に垂んとして居り、其の間法令の條章に就ては幾度か改正が加へられ以て制度の運用に關する補正改善が試みられたに拘らず、選挙界の實情を顧みれば、各種の情弊が却つて年と共に甚しく、爲に醇正公明なる民意の發露を妨げ、延いては憲政自治の根底をも危うからしめんとするの虞があることは邦家の爲寔に深憂に堪えない所である。

政府は深く此の點に思を致し選挙法令の改正を行ふと共に

に、選舉肅正の爲にする國民の一大政治的覺醒運動を興すこととし、既に各府縣に選舉肅正委員會を設け、官民の衆智を聚めて選舉の肅正の適策を講究樹立せしめ、之に基いて全國一齊に選舉肅正の運動に邁進することとなつた。今秋は多數府縣に於て府縣會議員の總選舉が行はれ又明春は衆議院議員の總選舉が行はれんとして居るのであつて、此の際に於て官民相携へて選舉界積年の宿弊を打破し選舉界の淨化を圖るに努むることは極めて時機を得たるものと謂はなければならぬ。

惟ふに選舉肅正の事たるや固より一朝一夕の努力に依つて克く其の目的を達成し得るものに非ず又國民の普く之が必要を自覺して奮起協力するに非ずんば其の効果を擧ぐることはざる所であつて、肅正の實を擧げ得ると否とは一に國民が憲政自治の本義に醒め、威武に屈せず誘惑に陥らず克く法令を遵守して公明純正に参政報國の誠を獻くると否とに懸つて居るものと謂はなければならぬ。

今や全國に於ける選舉肅正運動は日と共に次第に其の熱

を加へ來り國民の意氣愈々旺ならんとして居る莫くは此の熱意を續けて選舉界の空氣を一新し、自由公正なる選舉の實現を圖り度いものである。

四、選舉肅正運動の概況

第一、地方に於ける肅正運動の狀況

一、府縣肅正委員會の設置

イ、委員會令施行の當日たる六月一日に委員の選任を了したるもの十五府縣

惟ふに選舉肅正の事たるや固より一朝一夕の努力に依つて克く其の目的を達成し得るものに非ず又國民の普く之が必要を自覺して奮起協力するに非ずんば其の効果を擧ぐることはざる所であつて、肅正の實を擧げ得ると否とは一に國民が憲政自治の本義に醒め、威武に屈せず誘惑に陥らず克く法令を遵守して公明純正に参政報國の誠を獻くると否とに懸つて居るものと謂はなければならぬ。

二、委員會活動の狀況

イ、八月五日迄に報告に接したる三十六府縣に於ては何れも六月上旬より中央又は下旬に亘り一回乃至三回の委員會を開き選舉肅正の方策に關する各地方長官の諮問に對して熱心に討議し夫々地方の實

情に即したる答申を爲したり。

三、府縣の肅正運動の現況

(1) 一般狀況

イ、府縣主催の講演會

殆ど各府縣に涉りて管内數箇所之を開催し中央よりの講師の派遣に困難を感じつつあり。

ロ、市町村選舉肅正委員會の設置

多數府縣に在りては委員會の答申に基き之が設置を見つつあり。

ハ、各種印刷物の配布及ポスターの掲出

ニ、其の他の計畫

選舉祈願日の設定、神前宣誓、選舉肅正強週間の設定。選舉肅正デーの設定。ラヂオ放送。懇談會。

講習會。座談會。

第二、中央に於ける肅正運動の概況

一、内務省

イ、地方長官會議及部課長會議に於ける訓示及指示

ロ、教化團體並言論機關に對する協力方の依頼

ハ、七月三日各省政務官及七月四日各省次官會議に於ける協力方の依頼

ニ、地方に於ける運動の指導連絡及統制

ホ、パンフレットの刊行配布

ヘ、上映映畫に肅正マーク挿入方の依頼

ニ、選舉肅正中央聯盟の成立並に運動狀況

イ、民間に於ける肅正運動の中央統制機關として六月十八日發會式舉行

ロ、運動の概要

1. パンフレットの刊行配布。2. 府縣講演會講師

斡旋。3. 政黨代表、神職會首腦者及婦人團體等との懇談會開催。4. 月二回肅正時報の發行。5. レ

コードの調製配布。6. 東京ニ於ケル大講演會の開催(七月十三日)。7. 標語、ポスター等懸賞募集等

五、選舉肅正中央聯盟趣意書

吾が國に於て立憲政治の行はれて以來、已に五十年に近

く、之あるが爲に國運の進展に寄與せること大なりしは、
 多言を要せざる所なるも、その間、官民共に政治教育の努
 力を怠り、その結果、政治の何たるかに就ても、國民の理
 解充分ならず、憲政の本義も亦真にその體得する所となら
 ず、従つて、選舉の精神徹底せず、弊害百出、遂に立憲政
 治そのものに對してすら、失望を感じる者あるに至らしめ
 しは、誠に遺憾に堪えざる所なり。

抑々 天皇が王政維新の大業を創始せさせ給ふに當り、
 祖宗の神靈に對して五ヶ條の御誓ひを立てさせ給ひてより
 不磨の大典として、帝國憲法を欽定あらせらるゝまで、立
 憲政治の實施に關し、國家永遠の隆昌と、國民慶福の増進
 の爲に、如何に至深至高の叡慮を注かせ給ひたるかは、史
 上に明かなる所にして、國民の等しく恐懼感激措く能はざ
 る所なり。殊に 天皇は、その憲法發布の詔勅に於かせら
 れて、我等臣民に對して、負擔を分つに堪ふることを疑は
 ざるなりと仰せられ、又 朕が現在及び將來の臣民は、こ
 の憲法に對し、永遠に従順の義務を負ふべしと宣はせ給

へり。この聖旨を拜するもの、國民参政の過程に於て、爲
 すべきを爲さず、改むべきを改めず、輕々しくもこの不磨
 の大典に對して望みを失ふと云ふが如きは、斷じて堅實な
 る國民の取るべき態度にあらず、我等はこの深遠にして優
 渥なる聖旨に畏みて、相戒め相勵まし、憲法治下、臣民參
 政の責務の重大なるを思ひ、諸弊を革正して、憲政有終の
 美を濟すに努力する所なかるべからず。

思ふに、立憲政治運用の根柢は、選舉にあり。國民は選
 舉によつて初めて大政翼賛の神聖なる責務を果すことを得
 憲政の運用を正しくせんと欲せば、則ち選舉をして眞は正
 しく行はれしめざるべからず。然るに従來、選舉の實情を
 見れば、或は權力の濫用あり、或は情實の潛行あり、或は
 金錢財物に惑はさるゝあり、勝たんが爲には手段を選ばざ
 るが如く、政界諸般の惡弊、多くはその源を茲に發するの
 みならず、かくの如くして長く放置する所あらんか、國民
 道義の觀念、亦遂に地を拂ふに至るの虞あらん。之れ即ち
 選舉の情弊を芟除し、之が肅正を圖るを以て刻下緊急の要

務なりと爲す所以なり。

而も選舉肅正の事、論ずるは易く、實效を奏するは難しその方法に至つても、決して單純なりと云ふを得ず。從來動もすれば一黨一派に私せるが如き疑惑を免れざりし官憲も、嚴肅公正にして徹底せる取締に終始する決意なかるべからず。選舉に勝ちて政權を獲んが爲には、違法不當の手段を取てし、選舉界宿弊の根源を爲せるが如く見做されし政黨關係者も、斷乎として舊來の弊風を却け、公明正大の政戰に政策の輸贏を決するの覺悟あるを要す。而して一般民衆、亦選舉に際して、或は政戰勝敗の興味を主とし、或は個人的情實の繫縛を脱せず、或は一票を金錢に換へて平然たるが如き無自覺極まる態度を改め、肅然として公に奉ずるの眞精神を發揮せざるべからず。而して之れ等の事、固より容易にあらずと雖、その官たることを問はず、政黨に屬すると否とに論なく、總ての國民が各自反省してその責任を感じ、相率ゐて肅正の運動に當らば、斷じて所期の目的を達成し得ざるの理なしと信ず。

今回政府は選舉法の改正と共に、道府縣に選舉肅正委員會を置き、選舉に關する情弊の打破と、健全なる選舉觀念の普及に就て調査審議せしめ、その決議に基きて肅正の實を擧げんとせり。之を選舉肅正運動の必要を痛感する見地より見れば、眞に得がたきの機會と云ふべし。この契機を活用して、國民的大運動を起し、一は各道府縣に於ける委員會の任務を支持後援し、一は一般國民の覺醒に邁進せば、恐くの諸弊を一掃して、政治の更生を期するを得べく、かくてこそ憲法欽定の深遠にして優渥なる 聖旨に對へ奉るを得ん。以上即ち、平素政治教育乃至社會教化に力を盡しつゝある諸團體、並に篤志者を合して選舉肅正中央聯盟を組織し、その趣旨の達成に當らんとする所以にして、微力自ら揣らざるの謗を免れざるべしと雖、幸に同志の聲援を得て、相共に策勵し選舉の肅正に當り、以て立憲治下國民の重大なる責務を全ふし、政弊の刷新と國運の進展に貢獻する所あらんとす。切に全國有志の協力を希ふ。

昭和十年六月

選舉肅正中央聯盟